

平成二十九年二月二十七日付け広島県報（定期）第十六号に登載の広島県告示第九十八号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように訂正する。

土木建築局砂防課長

ページ	二		
行	二1の表地 番及び標柱 番号の欄		
誤	三九七番一地先道路敷 四〇四番五	標柱三号、四号及び五号 標柱一号	
正	三九七番一地先道路敷 四〇〇番地先道路敷 四〇四番五	標柱三号、四号及び五号 標柱八号 標柱一号	